

子育て中の保護者の皆さんへ

子育ては楽しいばかりでなく、思い通りにいかずイライラしたり、不安に思ったりすることは誰にでもあります。

イライラや不安を上手に逃がしながら、こどもと向き合いましょう。

①一人で抱え込まず、相談や周りに助けを求めましょう。
人に頼ることは悪いことではありません。

②感情的になった時は、まずは気持ちを落ち着かせましょう。
<クールダウン法>

- 深呼吸する
- 一旦その場を離れる
- 心の中でゆっくり数を数える 1・2・3…



イライラを感じた時、「大丈夫、落ち着け」「まあいいか、完璧じゃなくていい」と、自分が落ち着く言葉を唱えることをお勧めです。

地域の皆さんへ

保護者が安心して子育てできるよう、日頃からさり気ない声掛けや見守りをお願いします。



がんばっているね

大変な時もあるよね

お手伝いしましょうか?

～ヤングケアラーについてご存じですか?～

ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことです。家事や家族のケアをすることは悪いことではありませんが、責任や負担の重さにより、勉強や友人関係などに影響が出ることがあります。私たちの身边にもヤングケアラーがいるかもしれないことを意識し、「もしかしたらヤングケアラーかも」と感じることや心配なことがありましたら、相談窓口にご相談ください。

町の相談窓口

こども家庭センター(教育未来課)
☎27-7082

子育てに関するご相談
虐待やヤングケアラーに関するご相談

児童相談所の連絡先

新発田児童相談所
☎0254-26-9131
児童相談所全国共通ダイヤル
☎189(いちはやく)

親子のための 相談LINE

相談方法



お問い合わせ こども家庭センター(教育未来課) ☎27-7082

知らせよう あなたが あの子の声になる

～11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンです～



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

あなたの周りに虐待が心配されることもはいませんか。気がかりに思うことがあったら、町の相談窓口や児童相談所へ連絡してください。園や学校は虐待の疑いがあった場合、町や児童相談所へ通告することになっています。あなたの気付きがこどもと家庭を守る一歩につながります。

児童虐待には4つの種類があります

身体的虐待

- ・殴る、蹴る、叩くなどの暴力を振るう
- ・激しく揺さぶる
- ・やけどを負わせる
- ・家の外に閉めだす など



ネグレクト

- ・食事を与えない
- ・病気・怪我をしても医者に連れて行かない
- ・こどもを家に残して外出する
- ・車の中に放置する
- ・ひどく不衛生なままにする など



性的虐待

- ・親の性器をこどもに触らせる
- ・性的行為を見せる
- ・性的な写真の被写体にする など



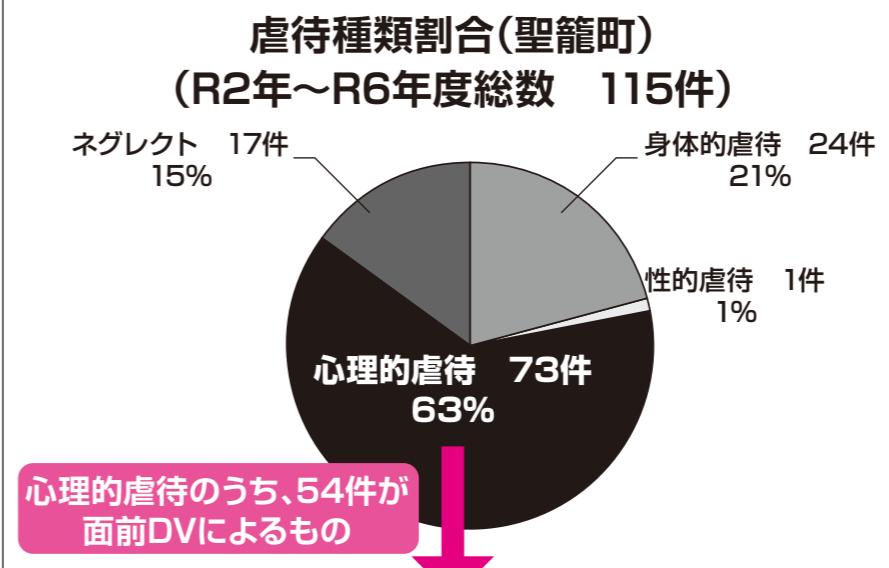
心理的虐待

- ・大声で怒鳴りつける
- ・無視をする、拒否をする
- ・きょうだいと著しく差別的な扱いをする
- ・家庭内で暴力・暴言を見せる・聞かせる(面前DV)

心理的虐待 (面前DV)が多い

聖籠町の現状について

出典:福祉行政報告例



町の児童虐待に関する相談対応件数は、過去5年間で115件ありました。

虐待の種類別では「心理的虐待」が63%と最も多く、次いで「身体的虐待」21%、「ネグレクト」15%でした。



ストップ こどもの前での夫婦げんか

面前DVは、こどもの心を傷つけるだけでなく、成長不全や心の発達の遅れにつながる危険があります。感情的になってきたら、いったん離れて冷静になってみましょう。意見が合わないことで話し合いをする時は、なるべくこどものいない場所や時間帯で話し合いましょう。